

新潟市旅行业者緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内で旅行業を営む事業者の事業継続を支援することにより、交流人口拡大による地域経済活性化に欠かさない社会基盤の機能保持を図ることを目的として、市内で旅行業を営む事業者の事業継続に向けた緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条又は第23条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業に係る登録（以下「登録」という。）を受け、同法第2条第1項に規定する旅行業、同条第2項に規定する旅行業者代理業又は同条第6項に規定する旅行サービス手配業を営む者

(2) 市内に本社、支店又は営業所のいずれかを有する者

(交付要件)

第3条 支援金の交付は、交付対象者のうち次のいずれにも該当するものに対して行うものとする。

(1) 令和3年4月1日時点で登録を受けている者

(2) 申請時点で、市税の未納がない者又は徴収猶予を受けている者

(3) 支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある者

(4) 旅行業法、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令に違反していない者

(5) 新潟市バス・タクシー事業者緊急支援事業実施要綱（令和2年7月2日施行）又は新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱（令和3年10月4日施行）の交付を受けない者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一事業者当たり、市内事業所で旅行業務に従事する従業員数に応じ、別表に掲げる額とする。ただし、支援金の交付は一事業者につき1回までとする。

2 一事業者が市内において、2以上の事業所において営業している場合における支援金の額は、当該事業所で旅行業務に従事する従業員数を合算した人数に応じた額とする。

(交付の申請)

第5条 第3条に規定する交付要件に該当し、支援金の交付を申請しようとする者（以下

「申請者」という。)は、別に定める期間内に、新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、必要に応じ申請者の事業所等の実地確認等を行うことができるものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条に規定する支援金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに支援金の交付決定額及びその他決定内容を新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に定めるもののほか、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が支援金を交付することを適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定の取り消しを受けた交付決定事業者は、既に支援金の交付を受けているときは、支援金返還命令書(様式第4号)に基づき、指定された期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

市内事業所で旅行業務に従事する従業員数	支援金の額
0～5人	250,000円
6～19人	500,000円
20～49人	750,000円
50人以上	1,000,000円

備考

- 1 市内事業所で旅行業務に従事する従業員とは、市内に所在する事業所に勤務する従業員のうち、専ら旅行業務に従事する雇用保険の一般被保険者をいう。
- 2 申請日時点における従業員の数に計上すること。
- 3 同一の従業員が、2以上の事業所において旅行業務に従事している場合は、主として勤務する事業所でのみ従業員の数に計上すること。
- 4 一事業者が、2以上の事業所において営業している場合は、当該事業所で旅行業務に従事する従業員数を合算して計上すること。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
名称
代表者名
（担当者名）
連絡先

新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市旅行事業者緊急支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請・実績報告額 円

2 市内事業所で旅行業務に従事する従業員数 人

3 申請対象事業所名

市内事業所名・住所	旅行業務に従事する 従業員数

※新潟市内に複数の事業所を営業している場合は、全ての事業所を記載してください。

※従業員の数は、申請日時点で在籍する、雇用保険の一般被保険者とします。

※記載欄の行が不足する場合は、適宜、行を増やしてください。

様式第 1 号 (第二面) (第 5 条関係)

4 添付書類

- (1) 旅行業法の規定に基づく旅行業の登録を受けたことが分かるものの写し
- (2) 市内で旅行業を営むことが分かるものの写し
- (3) 市税の納税証明書 (未納がないことの証明) 又は徴収猶予を受けている場合はその通知書
- (4) 振込先口座の情報が確認できる書類
- (5) 従業員名簿
- (6) 雇用保険の一般被保険者であることが分かるものの写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

5 支援金の振込先口座

ふりがな							
口座名義							
振込先金融機関			預金種別	口座番号			
銀行	本店	普通預金					
金庫	支店						
農協	出張所			当座預金			

6 誓約事項

新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金の申請に関する次に掲げる事項について、すべて誓約します。

- ア 申請要件を全て満たしていること。
- イ 申請書および添付書類の記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽がないこと。
- ウ 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- エ 市が本制度の範囲内において関係機関への届出や許可証などの確認のため、当該機関に照会することに同意すること。
- オ 本支援金を、新潟市内での旅行事業継続に向けた経費の一部として活用するものとし、今後も事業の継続に努めること。
- カ 新潟市旅行事業者緊急支援事業実施要綱第 8 条により本支援金の返還を命ぜられた場合は、指定された期日までに遅滞なく返還すること。
- キ 今後、市が行う統計調査や観光滞在に関する PR 等の取組に協力すること。
- ク 新潟市暴力団排除条例 (平成 24 年新潟市条例第 61 号) に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ケ 旅行業法、労働基準法その他関係法令に違反していないこと。

年 月 日

法 人 名

(個人の場合は法人名省略)

代 表 者 名

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金
交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記の支援金について、新潟市旅行事業者緊急支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定及び確定したので通知します。

記

支援事業の名称	新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金
決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交付決定額及び確定額	円
不交付の理由	
特記事項	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

新潟市長

支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した新潟市旅行事業者緊急支援事業
支援金については、次のとおり交付決定の取消をしましたので通知します。

記

1 支援事業の名称

新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

新潟市長

支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した新潟市旅行事業者緊急
支援事業支援金については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還理由